

# 定額減税 年調減税事務 事前手順書

かんたんクラウド給与



2024年10月21日

## はじめに

この事前手順書は、令和6年定額減税の所得税年調減税事務に関して、『かんたんクラウド給与』での対応概要 を事前にご案内する資料です。

『かんたんクラウド給与』では、令和6年年末調整対応プログラム(2024年11月3日リリース予定)にて年調減 税事務にシステム対応いたします。

この事前手順書(簡易版)では、プログラムのリリースより前に、年調減税事務という制度の説明のほか、それ に関するシステムとしての対応や、年調対応プログラム適用後にお客様に新たにご登録いただく必要がある情報 について、ご提供するものです。

令和6年年末調整対応プログラムが適用されるまで、システムに新しく追加される項目への登録や年調減税額に 関する情報の表示はできませんが、リリース前に年調減税事務対応への準備としてご参照ください。

年末調整の機能は『給与Plus(プラス)プラン』を申し込んでいる場合にのみ利用できます。 現在開発中の内容も含まれるため、プログラムリリースでは変更になる可能性があります。 現時点での概要であることをご了承ください。



#### 令和6年年末調整対応プログラムのリリースに合わせて

令和6年年末調整対応プログラム版のシステムマニュアル・ヘルプにも同様の内容が掲載される予定です。

# 目 次

1章 令	\$和6£	<b>F定額減税 所得税年調減税事務の概要</b>	5
1.1	所得税	の年調減税事務とは?【制度の説明】	6
	1.1.1	年調減税事務の手順	6
	1.1.2	源泉徴収票への表示	13
	1.1.3	制度とかんたんクラウド給与に関するポイント	15
2章 か	いんたん	しクラウド給与での処理の詳細	16
2.1	年調減	税事務の流れ 【かんたんクラウド給与での処理フロー】	17
	2.1.1	最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う場合	17
	2.1.2	本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う場合	21
2.2	年調減	税事務に関する処理の詳細	24
	2.2.1	社員情報の登録・確認	24
		2.2.1.1 本人	24
		2.2.1.2 配偶者	27
		2.2.1.3 扶養親族	31
	2.2.2	年調データ入力の方法	33
		2.2.2.1 『年調データ入力』での入力	33
	2.2.3	定額減税処理の年調減税情報	35
		2.2.3.1 年調減税対象者リスト	36
3章 年	末調	をでの減税に関する金額を 確認するには	39
3.1	実際に	定額減税された金額などを確認するには	40
	3.1.1	月次減税事務で控除された金額は?控除しきれなかった残額はある?	40
	3.1.2	年調減税額はいくら?年末調整で控除できた金額は?	41
	3.1.3	6月以降に扶養親族等の人数が変動したら、年調減税事務はどうなる?	42
	3.1.4	令和6年6月2日以後入社で月次減税事務の対象外だった社員の 年調減税事務はどう	がなる? 44
	3.1.5	令和6年中に控除を受けられなかった減税残額はいくらか?	45
	3.1.6	合計所得金額が1,805万円を超えるとどうなる?	45
	3.1.7	パートやアルバイトで月次減税の適用を受けていたが、 年末調整では家族の扶養報	現族とし

目 次



# 令和6年定額減税 所得税年調減税事務の概要

## 1.1 所得税の年調減税事務とは? 【制度の説明】

令和6年は、6月1日以後に支払う給与等(賞与を含みます。以下同じです。)に対する源泉徴収税額からその 時点の定額減税額を控除する事務(=月次減税事務)を行いました。

これについて、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務を**年調減税事務**といいます。 年調減税事務では、年末調整計算において、年末調整時点の定額減税事務に基づき、年間の所得税額との精算を 行います。

## **1.1.1 年調減税事務の手順**

## ■ 対象者の確認

年末調整の対象者となる人が、原則として、年調所得税額(年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金 等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額になります。以下同じです。)から年調減税額を控除す る対象となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下(子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下)だと合計所得金額が1,805万円以下になります。



合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかは何を確認する?

年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを勘案する際には、基礎控除申告
 書により把握した合計所得金額を用います。



~ 令和6年6月から開始した月次減税事務では、 6月1日時点で在職している社員が対象でした。

年調減税事務では入社日は関係ありません! 年末調整をする社員が年調減税事務の対象者です。

また、令和6年6月1日~令和6年12月31日の間に給与等の支給がない方(税法上支給額が1円もない方)は年調 減税事務の対象外となり、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

例えば、令和6年5月31日支給の給与等の支払いを最後に、令和6年6月1日から休職し、休職中に令和6年12月の 年末調整を行う社員の場合です。令和6年6月1日~令和6年12月31日の間に給与等の支給がないため年調減税事 務の対象外ですが、年末調整の対象のため、年調減税額を控除しないで年末調整を行います。



#### 国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&Aをご確認ください

- •国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&A(概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】)の「【適 用対象者】2-1定額減税の適用対象者【令和6年9月修正】」の注意書きとして次の記載がありま す。
  - (注)年末調整は、給与の支払者がその年最後の給与の支払の際に行うこととされています。 このため、年調減税は、その最後に支払をする日が令和6年6月1日以後である給与(令和 6年分所得税に係るものに限ります。)について行うこととなります。
- ⇒国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A(概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】以降)」 2-1 定額減税の適用対象 参照
- この規定により、かんたんクラウド給与では令和6年6月1日~令和6年12月31日の間に給与等の 支給がない方(税法上支給額が1円もない方)を年調減税事務の対象外と判定し、「年調減税の対 象人数0人、年調減税額0円」として年末調整計算を行います。

### ■ 年調減税額の計算

対象者ごとの年調減税額の計算は、「扶養控除等申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う 時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族(いずれも居住者に限ります。)の人数を確認し、「本人 30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額を求めます。

同一生計配偶者とは? 🗋 関連 •本人(控除対象者)と生計を一にする配偶者(青色専従者等を除きます。)のうち、合計所得金 額が48万円以下の人となります。 扶養親族とは? •所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

なお、年調減税額の計算のための人数に含まれる「同一生計配偶者」は、次のいずれかに該当する配偶者となります。

- ① 「配偶者控除等申告書」に記載された控除対象配偶者
- ② 合計所得金額が48万円以下の配偶者のうち、年調減税額の計算に含める配偶者として「年末調整に係る定額 減税のための申告書」に記載された配偶者
  - 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

(解稅將署長 福 与 の 文 私 者 の) 名 称 (氏 名 ) 約 与 の 支 払 者 の) 給 与 の 支 払 者 の 給 与 の 支 払 者 の 給 与 の 支 払 者 の	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所		基・配・戸
税務署長 所 在 地 (住 所)	又は居所		
→記載に当たってのご注意~ ○【載徑説称中書」と「配偶者控論等申告書 素 年末調整に係る定額減税のための申告書 については、次の着合に応じて認知してください。 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,80万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計 所得金額の見解例以30万円にである場合は、高雄控論申告書」、配偶者控論事中告書 年末期間に係る定確減額のための申告書の側に記載してくさい。 2 上応じれぐたらな得由は、高雄理論申告書」の記載してくさい。 (不配書控論等申告書)	★ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 (19) ● 控励額の計算,の求の区分11個については、11 (19) ● 活動発売時中で書うの区分11個が40~(0に該当 特別把除か適用を受けることができます。 (18) ● 活動発売ができす。ただし、その配偶者: ● F84 ● F84	年末調整に係る定額減税のための申告書(同一 濾控論申書のIXS内1環を導用してださい。 し、かっ、「配偶者控論専申書書」の「区分Ⅱ」欄が①へ④に該当す し、かっ、「配偶者控論等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当 が呼吸任者である場合を除きす。	・生計配偶者に係る申告) ・る場合は、配偶者控除又は配偶者 当する場合は、配偶者に係る定額減
<ul> <li>● 電子構築性に体の定義機能のごのの学習」を記載するに変に成分ませんがありません。</li> <li>● 電子構築性に体の定義機能のごのの学習」を記載するに変化の分支またの活動用を受け ・ ことするであるにお見いてきたいでは、おけれるがまたのの作業種類の対象となる名前ののジェ とも語当していてきたいであるためでは、日本の合変種目のいずお にも語当していてきたに、用金者質問を空かの目を受けることはできません。</li> <li>◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ●</li> </ul>	<ul> <li>(フリガナ)</li> <li>配 偶者の氏名</li> </ul>	配 供 者 の 供 人 書 外 配 供 明-大 同子 あなたと配領者の住所又は認所非 容 間 住 美なる場合の配領者の住所又は認所 にある配偶	<ul> <li>              春 の 生 年 月 日             年             月 日</li></ul>
O あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算	〇 配傷者の太年中の合計所得合類の見薄類	の計算	
所得の種類 収入金額 所得金額 (1) 給与所得	所得の種類 収入 金額 (1) 給与所得	所得金額 (標高「411」を参照) 円 円 円	がつ年齢70歳以上 し前生) 対象配偶者に該当》 (①) 常者税 若税 花税 常務税 常務税 常務税 た税 新校 の の の の の の の の の の の の の
(2)         給与所得以外の所得の合計額         (電面:4/2)を参照)           あなたの本年中の合計所得金額の見積額         円	(2)         給与所得以外の所得の合計額           配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	(集画142)を参照) 定 48万円超95 95万円超13 *	5万円以下 (③) 85万円以下 (④)
((1)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)	<ul> <li>(1)と2009日前前</li> <li>(1)と2009日前前</li> </ul>	¥	(上の①~④を記載)
	Image: Constraint of the state of	SC 91         SC 91           Display         Instrate         Instrat         Instrat         Instrate <td></td>	
▶ 所得金額調整技除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる船ちの収入 ○ 年末調整において所得金額調整技能の適用を受けよどする場合は、「要件」欄の該当する項 ため1名を記載するとて空気に支えめません、)。 など、「要件」間のなどLの交目に該書する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付 など、「要件」間のなどLの交目には言する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付	が0000万円は下の場合は、記載する必要はありません。 こチェックを付け、その項目に応じて「公共養親族等」職及 記載をすることで差し支えありません。	なび「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください	(該当者が複数人いる場合は、いず
<ul> <li>○ 年末調整における所得金額調整技施が期については該与の支払路が計算しますので、この申</li></ul>	に所得金額調整控除の整を記載する欄はかりません。         アリガナ)         れ         ・         ・         ・		特別障害者に該当する事実 ([3-24)(を要照) ((3-24)(を要照) ((3-24)(を要照) ((3-24)(を要照) ((3-24)(を要照) ((3-24)(を要照)) ((3-24)(を要(3-24)( (3-24)((3-24)( (3-24)( (

このエリアが「配偶者控除等申告書」兼 「年末調整に係る定額減税の申告書」です。 かんたんクラウド給与では、年末調整計算を行う時に年調減税額を自動で判定 して計算します。

年末調整計算を行った後は、『その他』>『令和6年定額減税』>『定額減税 処理』>[年調減税の情報表示]の画面と対象者リストで、社員ごとの年調減 税額や年調減税対象としてカウントした親族等を確認することができます。



詳しくは、「2.2.3定額減税処理の年調減税情報」をご参照ください。

#### ■ 年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額(年調所得税額)から、 その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。 具体的には、次の(1)及び(2)により控除を行います。



⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋

### (1) 年調所得税額の計算

上記のとおり通常の例により年末調整を行い、令和6年分源泉徴収簿の「年調所得税額29」欄の算出までを 行います。

なお、源泉徴収税額の集計に当たっては、控除前税額から月次減税額の控除を行った後の実際に源泉徴収 した税額を給与と賞与とでそれぞれ集計して、源泉徴収簿の「税額③」欄と「税額⑥」欄に記入し、その 合計額を「税額⑧」欄に記入します。





(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

(2) 年調減税額の控除

年調所得税額から年調減税額の控除を行い、年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じて復興特別所 得税を含めた年調年税額を算出した上で、過不足額の精算を行います。 以下は、源泉徴収簿での説明です。

#### ● 源泉徴収簿

									C	
区			分	金	褶	fi	利	É	額	
給 料	+ •	手 当	等	1	5,970,000	国	3	111,810	[1]	
賞	与		等	1 1	,800,000		6	93,000		
	15			1	7,770,000		(8)	204,810		
給与所得	- 陸除後の	) 給与等の	金額	9	5, 893, 000		所得	全類調整地陸	の適用	
所 得 ((⑦-8,500,0	金 額 調 00円)×10%、	整 控 マイナスの場	除 額 合は0)	(1) <sup>(1)<sup>1</sup>/1)</sup>	k満切上げ。最高150.00	00[4]1	(*	有・無 適用有の場合は前	(に記載)	
給与所得招	2除後の給与等( (⑨-0)	の金額 (講整) ()	控戰後)	10 5	5, 893, 000					
				-	~		and for	1 - kat = - A A - + pa , A = 4	b. her	
~	-	-	-	-	~	-	-	-		
差引課税給与	5所得金額(⑪-	(3))及び算出/	析得税额	0	1000円未満切捨て) 3,011,000		@	203,600		
( 駐 定	<b>摘改效</b>	<b>室)住</b> 台	告人	金等特	別控除系	ũ.	23	40.000		
年調所	行得税額	(2-2	0.71	ナスの	)場合は0	)	4	163,600		
年 調	年 税	額 (	24	× 1 0	2.1%	)	65	44,500	0	
差引	超過	額又	は不	足額	( 23 - 8)	)	26	160,310		
	本半前	後の給与カ	・ら位収す	「る税額(	こ尤当する金	2 御	20	1		
超過額	未払給	与に係る	未微収。	の税額に	充当する金	額	28			
	差引	還付・	する	金額(	00-00-0	23)	0	160,310	)	
の精算	同上の	本年	中に	湿 付	する金	额	30	160, 310	)	
	うち	翌年に	こおい	て還作	する金	額	3	(4) [24-	-3」に102.1%を乗じた金	額
不足額	木年	最後の	給与か	ら徴」	しする 金	額	e	年税額	29」欄に記載します。	
の精算	311 60	1 - 44/ 12	ph 1	- and stra	+ 2 4	111	6			-
						101	<u> </u>			
	24-2	120,00	0円	24)-	3 43, 60	00円		24-4	0FH	
_						_				_
(1)	余白に	[29-2]	として	、年調源	成税額を記載	載しま	きす。			
(2)	余白に	[@-3]	として	、「年訓	副所得税額@	④」相	制の金	額から「24	-2」を控除した残額を記	裁し
*	「年調剤	所得税額。	④」欄の	金額から	5 [29-2]	の金	額を	控除して、	控除しきれない金額がある:	易合
	余白に「	24-41 (1	空除外额	1)とし	て記載しま	す。				

⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋

- ① 「1.1.1年調減税事務の手順> ■年調減税額の計算」で求めた年調減税額を、令和6年分源泉徴収簿の余白に 「@-2 xxx円」と記入します。この例では、年調源減税額が120,000円の場合を表示しています。
- ② 次に、「年調所得税額④」欄の金額から「@-2 xxx円」(年調減税額)を控除し、その控除後の残額を令和 6年分源泉徴収簿の余白に「@-3 △△△円」と記入します。
   この例では、「年調所得税額@」が163,600円の場合を表示しています。
   「年調所得税額@ 163,600円」 – 「@-2 120,000円」= 「@-3 43,600円」
- ③ ②で「年調所得税額❷」欄の金額から「⑭-2」(年調減税額)を控除しきれない場合は、「⑭-3 0円」と 記入し、年調減税額のうち控除しきれなかった金額を余白に「⑭-4 ◇◇◇円」と記入します。
- ④ そして、「<sup>2</sup>9-3」(年調減税控除後の年調所得税額)に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税 額を算出し、「年調年税額<sup>2</sup>3」欄に記入します(100円未満の端数は切り捨てます。)。
- ⑤ 最後に、その「年調年税額⑤」欄の金額と、(1)で集計した「税額⑧」欄の金額とを比べて過不足額を「差引超過額又は不足額⑭」欄に記入し、通所の年末調整と同様にその過不足額の精算を行います。



月次減税済みの金額や月次減税で控除しきれなかった金額の情報は

•年末調整の年調減税事務では使用しません。必要なのは、「実際に給与等から源泉徴収した金額」 ((1)「税額⑧」の金額)です。



年調減税事務は、年末調整計算の一部として行います。

かんたんクラウド給与では、いつもの年末調整の処理の中で、自動で年調減税事務の計算を行って完結させます!

年調減税の内容を確認するメニューや帳票もあります。 詳しい処理の進め方や確認方法は、この手順書の第2章をご参照 ください。

## 1.1.2 源泉徴収票への表示

#### ■ 年末調整済みの源泉徴収票

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額 を「**源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」**と記載します。

記載する金額は次のとおりです。

(年調所得税額2) ≧ 年調減税額22 の場合)

- 源泉徴収簿の「年調減税額29-2」欄の金額を記載します。
- (年調所得税額2) < 年調減税額22 の場合)
  - 源泉徴収簿の「年調所得税額@」欄の金額を記載します。

また、調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(源泉徴収簿の「控除外額@-4」欄の金額)を 「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」)と記載します。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

	1 n'						6	(后来半年)	8									
* 4	er.						(9	(人雷布)	1 1 2	2334	33445566							
主使け	☆ △ △ 市 〇 〇 町 1 - 2 - 3							(職者)										
古 者	居所	10 - CLARK - B.						E (79#)+	**	7 7 7 9	ロウ	5						
							4	n.	Ц	川 太	良乃	10 500 #86.0 8.804						
98		76	*	在一会	8	<ul> <li>- 松与所務者</li> <li>( 副 整</li> </ul>	2 単長の金額 控 論 長 )	所得	液体の鞘の分	F 10 (0)	原源教明	8						
	給料	4	*	770	000	5 8	93 00	0 2	881	300	44	500						
原泉) の有利	2 (#) <b>7</b> (#)	2##	82 # #	(19(41)) (19(41))	5	E 除 対 余 世 (記 係 ぎ)	* # # # # : * # < .	2 St.	16歳末歳 伏発説医 の数	<b>降客者</b> (本人を)	∞ ∰ #<.)	非易日月 (2.8-5 現成の4						
考	武有	-	Ŧ	19	A 1	EA IA	人間人	人	ž人 人	17 49	人 人							
0			380	000	1				1									
_	社会保険	料準の金	18	21	全保険料の	空除線	地震	保険料の核	elin sa	住宅借入会		풿						
	1221		300	1	20	000	1	50	000	40	)	000						
<b>續</b> 要)		12																
原泉	徵収	時所	得税減	税控除	済額1	20,000	円、控問	余外帮	[0円									
尿水	1取-1以	时川	守抗测	优任际	府银	20,000	7、控制	ホクト部	1013									

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋



さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者(以下「非控除対象配偶者」といいます。) 分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。



[記載例] <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋

非控除対象配偶者を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、 「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)|欄には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載す ることとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」 の追記で差し支えありません。

#### 〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

支 払 を受け	任務又は		<b>100町</b>	1-2	2 – 3			(受給 (個人 (役職	<ul><li>(書書号)</li><li>(書号)</li><li>(書号)</li></ul>	1 1 2	23	3 4	4 5 5	566
5 #	層所							IK.	(フリガナ)	4.	マカワ	90	ウロ	
1	ш	291		私会	Ri.	轮车所	再按阶段	名の会新	所得均	単の動の会	11	A	<b>見)</b> 泉 微 収 !	6E 101
	給	料	<sup>^</sup> 14	400	000	12	300	000	3	599	930	1	061	800
(原泉) の有り	回助射 簡章	余配例者 を人	配例者( 注题	特別) の 新	10 50 T	) 助 対 余 ( 配 例	長美さ	Q 版の く。)	数	16款未満 決発設成 の数	段 (本 39	吉 者 人を除	の 数 (く。) (上の4)	非居住者 である 製族の数
ň	优有	-	Ŧ	R	1	EA Ph	A	従人	人從人	1	·^ 1	-		
	社会保	論料等の余	20	生命	北京料の社	5101400		地赛保	資料の控除	20	住宅	伟人会	等特別招助	の額
4	156	9	930	1	20	000	0	50	)	000		205	P	000
(#要) 源泉 減税	徵小	、時所 山川:	得税減利花子(同	兑控除) 司配)	済額1	20, 00	0円、	控除	外額0	円 一	_			

公日記得の酒白油加西

⇒国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋



年末調整を行った後の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載する金額
年末調整を行った源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄には、
(年調所得税額 – 年調減税額) × 102.1%の金額を記載することになります。

## ■ 年末調整を行っていない源泉徴収票

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由 により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その方に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に 当たり、「(摘要)」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額を記入することになります。



## 1.1.3 制度とかんたんクラウド給与に関するポイント

- 年調減税事務は、年末調整の一部として行います。
- ●年末調整における年調減税事務では、月次減税済みの金額や月次減税で控除しきれなかった金額の情報は使用しません。必要なのは、「実際に給与等から源泉徴収した金額」(源泉徴収簿の「税額⑧」の金額)です。
- かんたんクラウド給与では、通常の年末調整の処理の中で、自動で年調減税事務の計算を行うことができます。
- ●年末調整計算を行うことで、源泉徴収簿、源泉徴収票などの年末調整関係帳票に年調減税事務に関する情報 が表示されます。
- 年調減税事務に関する、社員ごとの年調減税額や減税対象の扶養親族などの情報は、『その他』> 『令和6 年定額減税』> 『定額減税処理』> [年調減税の情報表示] でまとめて確認することができます。



# かんたんクラウド給与での処理の詳細

## 2.1 年調減税事務の流れ 【かんたんクラウド給与での処理フロー】

年調減税事務は、年末調整計算の一部として年末調整計算処理の中で行われます。 年末調整を行う時期によりかんたんクラウド給与での処理の流れが異なります。次の手順で処理を行ってください。

## 2.1.1 最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う場合

『年調データ入力』の「年調設定>年調方法」が、給与年調または賞与年調の場合、本年最後の給与または賞与 を計算する際に、年末調整の一部として年調減税事務を行います。

● 最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う場合の処理フロー

処理の流れ

年調方法を確認する

年調>年末調整>年調データ入力

•必要に応じて「年調設定>年調方法」を変更します。



社員情報の登録・確認

登録>社員>社員登録> [基本情報] タブ・ [扶養親族等] タブ

•扶養親族等の内容を確認します。

•年調減税事務のために、配偶者情報として「配偶者定額減税対象」というチェックボックスが追加されています。配偶者が居住者で合計所得金額が48万円以下の場合にチェックをつけます。

⇒ 『2.2.1 社員情報の登録・確認』 参照

扶養情報を更新する

登録>社員>社員登録>
[扶養親族等] タブ

•扶養親族の生年月日により当年分の特定扶養等の区分を更新します。



年調データを入力する

年調>年末調整>年調データ入力

•本人の給与所得以外の所得金額、配偶者の合計所得、保険料の支払額、住宅控除申請額等を入力します。

⇒ 『2.2.2.1 『年調データ入力』での入力』参照

12月の給与明細書入力(賞与明細書入力)

給与>給与処理>給与明細書入力

### 処理の流れ

賞与>賞与処理>賞与明細書入力

- •12月の給与金額の入力(賞与金額の入力)を行います。
- •年末調整の計算が行われます。
- •年調計算対象/対象外や配偶者情報、扶養親族情報、本人や配偶者の合計所得金額などの情報から、社員ごとに「年調減税対象者かどうか」「扶養親族の人数」を自動判定し、「年調減税額」を算出します。
- 年末調整の計算の中で、「年調所得税額-年調減税額」の金額を算出し、この金額に復興特別所得税率 102.1%を乗じて、令和6年の定額減税額を控除した「年調年税額」を自動で計算します。
   これが「年調減税事務」の結果ということになります。
- •月次減税の減税残額(月次減税で控除しきれなかった額)がある場合でも、年末調整を行う給与や賞与では 月次減税事務を行いません。ただし、年調減税対象外の社員については月次減税事務を行います。





#### 年調減税額を確認する

#### 『その他』>『令和6年定額減税』>定額減税処理>年調減税の情報表示

- 社員本人の定額減税対象区分や、対象人数、年調減税額を確認することができます。
- [印刷] から「年調減税対象者リスト」を出力することができます。 このリストでは、社員ごとの定額減税対象人数の内訳(家族情報に登録された家族のうち、誰が定額減税対 象者と判定されているか)を確認することができます。

処理の流れ

⇒ 『2.2.3 定額減税処理の年調減税情報』参照



給与処理の各帳票出力(賞与処理)

・明細書や集計表等の帳票を出力します。



- 源泉徴収簿や源泉徴収票等の帳票を出力します。
- 定額減税について、年末調整で控除した年調減税額等を確認することができます。 詳しい確認方法は第3章をご参照ください。



⇒『3.1 実際に定額減税された金額などを確認するには』参照

給与(賞与)確定処理

更新>月次>給与賞与確定

• 給与(賞与)処理を確定します。



年次更新

更新>年次>年次更新

•年調処理が終了後、処理を行います。

•翌年データを作成します。



- 年末調整計算後にデータ修正を行った場合は、必ず年末調整計算を行ってください。年末調整計算を行わずに徴収票等の処理を行うと「未計算の社員が存在します。再作成を行ってください。」というメッセージが表示され、徴収票等の印刷はできません。
- •年次更新後に社員情報(住所や家族情報等)を変更した場合は、当年分の源泉徴収票に反映され ませんのでご注意ください。
- •翌年分に対する家族情報は、『年次更新』が完了してから登録してください。
- 年調減税額は年末調整計算を行うことで算出されます。年末調整計算を行う前は年調減税額を確認することはできませんのでご注意ください。

## 2.1.2 本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う場合

『年調データ入力』の「年調設定>年調方法」が「単独年調」の場合、本年の給与・賞与の支給がすべて終了した後に、年末調整を行います。年末調整の一部として年調減税事務を行い、過不足額を求めます。 年末調整計算は、『年調データ入力』の「作成」で行います。

● 本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う場合の処理フロー



#### 処理の流れ

102.1%を乗じて、令和6年の定額減税額を控除した「年調年税額」を自動で計算します。 これが「年調減税事務」の結果ということになります。



入力検証

年調>年末調整>年調データ入力>入力検証

- 控除額等に関係する、扶養親族等の登録内容を確認します。
- •年調減税事務のためのチェック項目が追加されています。例えば、『社員登録』の「配偶者定額減税対象」 チェックボックスのチェックが新しく追加されました。
- 修正が必要な場合は、変更後『年調データ入力』で「再作成」を行ってください。



• 社員本人の定額減税対象区分や、対象人数、年調減税額を確認することができます。

• [印刷] から「年調減税対象者リスト」を出力することができます。 このリストでは、社員ごとの定額減税対象人数の内訳(家族情報に登録された家族のうち、誰が定額減税対 象者と判定されているか)を確認することができます。

⇒ 『2.2.3 定額減税処理の年調減税情報』参照



年末調整計算で自動判定した「年調減税対象者」や 「対象人数」「年調減税額(全額)」など、 社員ごとの年調減税情報だけをまとめて確認できる機能です。



支給後年調確定処理

更新>月次>給与賞与確定

•支給後年調処理(「単独年調」)の確定を行います。



年次更新(年末調整)

更新>年次>年次更新

- •年調処理終了後に処理を行います。
- •翌年データを作成します。「過不足額を翌年に連動する」で連動項目を設定した場合は、同時に翌年データ へ還付額/徴収額を繰越します。

# 2.2 年調減税事務に関する処理の詳細

年調減税事務は年末調整の中で自動で行われます。 そのうち、年調減税に関する機能や出力内容などを説明します。

## 2.2.1 社員情報の登録・確認

メニュー [登録] > [社員登録] > [基本情報] · [扶養親族等]

⇒ 処理フロー『2.1.1最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う> 社員情報の登録・確認』
 ⇒ 処理フロー『2.1.2本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う> 社員情報の登録・確認』

年末調整処理を行う前に、各種申告書の内容を確認し、本人・配偶者・扶養親族の情報を登録します。 この章では、社員情報のうち、年調減税事務に関する項目の登録・確認方法を説明します。

## 2.2.1.1 本人

本人については、年末調整の対象となる人が、原則として、年調減税事務の対象者となります。ただし、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える人は定額減税の対象外となります。

そのため、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると 見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

また、令和6年6月1日~令和6年12月31日の間に給与等の支給がない方(税法上支給額が1円もない方)も年調 減税事務の対象外となり、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。



### 国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&Aをご確認ください

- 国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&A(概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】)の「【適 用対象者】2-1定額減税の適用対象者【令和6年9月修正】」の注意書きとして次の記載がありま す。
  - (注)年末調整は、給与の支払者がその年最後の給与の支払の際に行うこととされています。 このため、年調減税は、その最後に支払をする日が令和6年6月1日以後である給与(令和 6年分所得税に係るものに限ります。)について行うこととなります。
- ⇒国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A(概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】以降)」 2-1 定額減税の適用対象 参照
- この規定により、かんたんクラウド給与では令和6年6月1日~令和6年12月31日の間に給与等の 支給がない方(税法上支給額が1円もない方)を年調減税事務の対象外と判定し、「年調減税の対 象人数0人、年調減税額0円」として年末調整計算を行います。

● 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書(基配所申告書)

NBECの書記 (氏 5 3) 総与の支払者の「この年387個日(1733473247個人189571回 総与の支払者の」」」」」」」」」 総称与の支払者の」	(フリガナ)     (フリガナ)     (スロルカル     (スロルカー     (スロルカー     (大田市     (大田     ()
22数に当たってのご注意へ (1) 採用技術や書き、と「花園市社師寺寺書書、音 朱麗葉に長え変単減初かたの中号 については、次の場合に応して記知してたさい。 あなたの文をから作用の書紙のご思想していたさい。 あなたの文をから作用の書紙のご思想していたさま。 (1) たまたの文をから作用の書紙のご思想した。(2) たいで、 をご思いためでおいたの中音: 2) と思いたくさま。(1) たいで、 2) とおいたからな客様に、「森田学校中学校」の、「公式」の「こ」、(2) たいで、 (2) とおいたからできま。(2) といたのふまやいので書類の「おいたの」、 2) たいで、 2) たいで、 (2) たいで、 (3) たいで、 (2) たいで、 (3) たいで、 (3) たいで、 (4) たいで、	
◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆	
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算	○ 記偶者の本年中の合計所得金額の見稼額の計算
(1) 給 与 所 得         (第回142)(4980)           (2) 総与所得互為 の病得の合計編         (第回142)(4980)           5人たわる年中の合計病得全額の見識額         月	(1)         能 与 所 得         (第四*42)(在参照)         (1)
((1)と(2)の合計額) 円	((1)と(2)の合計額) 円 区分耳 (上の①~④を
○ 控除額の計算 単	
日 950万円超 950万円以下(D) ■ 950万円超 1,000万円以下(D) ■ 1,000万円超 1,805万円以下(D) ■ 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	g         A         49/71         35/71 </th
定 1,805万円超 2,400万円以下 48万円 円	▶ 分 B 32万円 26万円 26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円
□ 2,400万円超 2,450万円以下 32万円 本人定額減到対象	▲ C 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 配偶者定額減税対象
□ 2.450万円超 2.500万円以下 16万円 章 「区分1」「基礎指示の制良び「本人定観域税対象]異は上記の「技術類の計 算」の教告号可に厳してくわた。	前要 配偶者包括の加え210度素等相関語の加えび配偶者で開始の支払ので配備を目的になった。 ■ (配偶者包括の加え210度素等相関語の加えび配備者で開始後が高高しびなどれできないが、の2420の合い出版件を開始後対象となった。 ■ (0~001556,5~2,0~0~0 ■ 自び5-0075(高音)の目的に、 ■ (0~001556,5~2,0~0) ■ (0~00156,5~2,0~0) ■ (0~00156,5
▶ 所得金額調整控除中告書 ◆ あなたの本年中の年来現世の対象となる結ちの必 の 年末期間において所得金額期間短期の適用を受けたりてる場合は、「専用」側の語す けないるを設置するとご思いえまかません。)、 なお、「専用」側の辺したの目には当する場合は、いずれはつの要件について、チェック ・年末期間にはの名所含面類層が分配についてはお中の支払者が計算しませつで、こ	以金融が600万円は下の場合は、記載する金更はありません。 の事目によっかえ作け、その項目になっていた発展展示 奥風び(本特別障害者)個にその該当する者について記載してくだめい(該当者が複数人) る場合は、 20年官第1(汚金額種型的か)の名を図えたかません。 (クリ ガ オ ) を見 か ぎ の 第 人 第 9 をたのまのを生ます) (クリ ガ オ ) を見 か ぎ の 第 人 第 9 をたのまのを生ます)

● 本人が年調減税事務の対象者になる条件

次のすべての条件にあてはまる場合に、年調減税対象になります。

条件	確認するところ						
	[基本情報] >「年調計算」						
	基本情報 給与·賞与項目						
年調計算が「必要」であること	給与計算 ● 必要 ○ 不要						
	貸与計算 ● 必要 ○ 不要						
	年調計算 ● 必要 ○ 不要						
	[基本情報] >「税額表」						
	基本情報 給与・賞与項目						
フ畑湾田老ではもいって	税額表       ● 甲欄       乙欄						
乙棟週用石ではないこと	絵与計算 ● 必要 ○ 不要						
非居住者ではないこと	•「税額表」が「乙欄」の場合、 [基本情報]の「年調計算」を「必要」 にしても年末調整されず、年調減税事務も対象外になります。						
	• 通常、本人が非居住者の場合、税額表は「甲欄」を適用されません。そのため、「税額表」が「甲欄」と登録されている社員を「居住者(非居住者ではない)」と判定します。						
主たる給与収入が2,000万円以下 であること	<ul> <li>給与収入額は、年末調整計算で当年の給与等の金額を参照して算出します。給与収入が2,000万円を超える場合は年末調整の対象外となるため、年調減税事務も対象外になります。</li> </ul>						

条件	確認するところ
	• 合計所得金額は、給与所得金額+給与所得以外の所得の合計額 です。
	<ul> <li>・給与所得金額は、当年の給与収入や社会保険料等の金額、所得金額調整</li> <li>控除額などから、年末調整計算で算出します。</li> </ul>
給与所得以外の所得を含めた合計 所得金額が1,805万円以下である こと	<ul> <li>・給与所得以外の所得の合計額は、「給与所得者の基礎控除申告書」によって本人から申告された所得金額です。申告金額は、次の処理で「給与所得以外の額」に登録します。</li> </ul>
	『年調』>『年末調整』>『年調データ入力』
	<ul> <li>合計所得金額が1,805万円を超える場合は、定額減税対象外となるため、年調減税事務も対象外になります。</li> </ul>
	<ul> <li>令和6年6月1日~令和6年12月31日の間に支給日がある給与または賞与において、税法上支給額が1円以上あるかどうかで判定します。</li> </ul>
	• 判定は年末調整計算で自動で行います。
	<ul> <li>それぞれの社員に税法上支給額があるかどうかは、次の処理でご確認く ださい。</li> </ul>
令和6年6月1日~令和6年12月31 日の間に給与等の支給があること	『給与』>『給与処理』>『給与明細集計表(支給・控除)』>「税法 上支給額」
	『賞与』>『賞与処理』>『賞与明細集計表』>「賞与支給総額」
	<ul> <li>令和6年6月1日~令和6年12月31日の間に給与等の支給がない場合(税法上支給額が0円の場合)、本人が年調減税事務の対象外になるため、「年調減税の対象人数0人、年調減税額0円」と算出され、年末調整において年調減税額が控除されません。</li> </ul>

## 2.2.1.2 配偶者

本人が年調減税事務の対象者の場合、その配偶者が同一生計配偶者(居住者に限ります。)であれば「配偶者定額減税有」として30,000円の年調減税額が控除されます。



#### 年調減税事務の対象となる同一生計配偶者とは

 定額減税の対象である本人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除きます。)のうち、 合計所得金額が48万円以下の人です。

● 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減
 税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書(基配所申告書)

約 新 ( 仄 名 ) 約 5 0 支 払 あ の 2019年8日現代が15月9033年4(風(株)57,17回風、CC 迫 人 書 号 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	<ul> <li>(フリガナ)</li> <li>あなたの住所</li> <li>ス は 居 所</li> </ul>	
記録に当たってのご注意~ はないます。 はついては、気の場合にないとないしていた。 していては、気の場合にないとないしていた。 していては、気の場合にないとないしていた。 していては、気の場合にないとないしていた。 していては、気の場合にないとないしていた。 していては、気の場合にないとないしていた。 していていた。 していていた。 していた		一生計記得者に係る申告〉◆           該第すり場合に、乾燥者があれた風景者が初始から適用 に満当すち場合に、乾燥者に係る定職地続けの適用を受ける           市た 毎年、年、年、月、日 毎年、年、月、日 年、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二
シカたの本や中の合計所得会観の見意識の計測           府 得 の 風 頭 取 み 人 金 期 所 得 金 額           ) 脸 み 所 得         円           ) 脸 み 所 得         円           ) 必 み 死 何 功         円           > か 次たの本やの合計用音幅の見離面           (0)とひの分計画)           (0)とひの分計画)	D 医病末の大年中の台前所者会振の見薄の計算           所 符 の 種 単 粒 入 金 額 所 序 金 額           (1) 絵 与 所 符           (2) 絵 与 所 符           (3) 絵 与 所 符           (4) 絵 小 所 合 2 新 月           (5) 絵 与 所 符           (10) 絵 今 所 符           (11) 絵 今 所 符           (12) 絵 与 所 符           (13) 絵 今 所 符           (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14)	万円以下の一字飾の違以上 (①)  住  日 230.1.以前金) (①)  住 2人想除非常記等に該当) (①)  住 15 2人想除非常記等に該当) (①)  住 15 17月級5万円以下 (①) (①) 17月級5万円以下 (①) (①) 1 (LeO-G###0.)
○ 90077141         ○ 00	○         日本ののけま         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1)((年四の金田))              記得者登録の信              四              □              四              □              四              □           15771         27771         17777         ア         ア         ア               四              四              四              四              四              四              □              四              □
		い(該当者が現数人) な場合は、いずれか1本を記載 日 0 56日 回 度 客 2 5日 2 5日 2 5日 2 5日 2 5日 2 5日 2 5日 2 5日 2 5日 2 5日 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

● 年調減税の対象になる配偶者

配偶者が次のすべての条件にあてはまる場合に、年調減税対象になります。

条件	確認するところ
本人が年調減税対象者であること	本人が対象者である必要があります。
	→『2.2.1.1 本人』参照
	【扶養親族等】>配偶者「非居住」
	非居住 個人番号
居住者であること	▼ 登録 ③
	•「非居住」が空の場合、その配偶者は居住者です。

条件	確認するところ
	<ul> <li>「O」が登録されていると非居住者のため、年調減税対象外と判定され、</li> <li>入力検証でエラーを表示します。</li> </ul>
	[扶養親族等]>「配偶者定額減税対象」チェックボックス         基本情報
	配偶者の有無 ○ 無 ● 有
配偶者の合計所得金額の見積額が 48万円以下であること	<ul> <li>・配偶者の合計所得金額の見積額が48万円以下の場合に、「配偶者定額 減税対象」にチェックをつけてください。チェックがついている配偶者 について、年末調整計算で配偶者分の年調減税額30,000円を控除する かどうか判定します。</li> </ul>
	<ul> <li>・配偶者の合計所得金額の見積額は、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)」によって本人から申告された金額を使用します。申告金額は、次の処理で「配偶者の合計所得金額」に登録します。</li> </ul>
	『年調』>『年末調整』>『年調データ入力』

## ● 配偶者区分の登録方法

『社員登録』の配偶者に関する各区分は、次の画面で登録してください。

●『登録』>『社員』>『社員登録』> [扶養親族等]
 「配偶者定額減税対象」、配偶者「扶養区分」

上員登録												■ 退職扶養	<b>逐</b> 新規	副削除	[]*	日	(X) 閉じる
社員選択:	000001	東京	11 一郎		0	0 在籍:1	0/50名				付鱦	۵					
基本情報	給与·買与	項目	通勤費	扶養親族	X19	口座情報		銀行振込		住民税		社会保険	⑦定部	減税に開き	するへいつ	だはこちら	
配偶者の有無	○ 無	◉ 有		者定額減税対	家 ⑦												
フリガナ(半 氏名	≦角)		生年月日			扶養区分		障害者		非居住		個人番	号				
トクキョウ サチコ 東京 幸子		S 50/0	4/01 🔻	西曆切替	一般 ☑ 源泉	空除対象配備	▼ 時者	同一生計	▼ 記偶者	•	登録	1					
本人区分	<ul> <li>一一般の</li> <li>一般の</li> <li>一般の</li> </ul>	寝害者 生	<ul> <li>特別障害</li> <li>未成年者</li> </ul>	者 [] ( ] []	いとり親 死亡退職	0	寡婦 災害者		外国人								
扶養親族等の数		3															
選択した明細行の	入力内容をクリ	7 西	磨切替														
フリガナ(半 氏名	≦角)	<sup>第</sup> 生	売柄/ 年月日	扶服	区分		障害者	非尼	佳⑦		個人番	号					
19430 97I		長女	•	— ADr	•			•	•				Î				-
													i	更新		取消	

本人と配偶者の合計所得金額に応じて、各区分を次の表のとおり登録してください。

	ヨッロ前方将並領がもり」「以下のころに「肛肉	3,足段/成仇乃353、]	にナエックセ	JUC	NICVIO
--	------------------------	---------------	--------	-----	--------

オヨオーの	配伸来の	社員登録の配偶者設定						
合計所得金額	合計所得金額 合計所得金額		源泉控除対象 配偶者	配偶者定額 減税対象				
	48万円以下	一般/老人	V					
900万円以下	48万円超 95万円以下	配特控除対象者	V					
	95万円超 133万円以下	配特控除対象者						
	133万円超	空欄						
	48万円以下	一般/老人						
900万円超	48万円超 95万円以下	配特控除対象者						
1,000万円以下	95万円超 133万円以下	配特控除対象者						
	133万円超	空欄						
1,000万円超	48万円以下	空欄		V				

· 사용수 · · · · ·	司通来の	社員登録の配偶者設定						
合計所得金額	む (両 4 の)   合計所得金額	配偶者区分	源泉控除対象 配偶者	配偶者定額 減税対象				
1,805万円以下	48万円超	空欄						
	48万円以下	空欄						
1,805万円超	48万円超	空欄						

☑: チェックボックスにチェックをつける

□: チェックボックスにチェックをつけない



配偶者定額減税対象…合計所得金額48万円以下の同一生計配偶者 配偶者特別控除の対象…合計所得金額48万円超~133万円以下の配偶者 ⇒つまり、「配特控除対象者」は「配偶者定額減税対象」にチェックがつ くことはありません。

## 2.2.1.3 扶養親族

本人が年調減税事務の対象者の場合、その扶養親族(居住者に限ります。)1人につき30,000円の年調減税額が 控除されます。

📄 関連
------

## 年調減税事務の対象となる扶養親族とは

•所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

## ● 令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書

_			令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	(++
所	結稅務署長等	輪与の支払者 の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの市を同用です。年月日 成なる地をに同日です。年月日 次での時期にの	(1X
L	税務署長	給与の支払者 の法人(個人)番号		
Ļ	市区町村長	給与の支払者 の所在地(住所)	あなたの但所         第代長者 の名目           スは 弦 所         第二日本 参加 日本 第二日本 日本 日	
( BI	2たに滞発控除対区 分 等	才泉配偽者、厚吉者に設当す (フリガナ) 氏 名	日一生計監惕者及り技要電影なく、かっわなごはな時をなら聴、くさり良くは部分学生のいてれにも急にない場合には、以下した時に応入りなななはのりまない。 個人者 号 (ALEARED 合約6年中の) - 年昭住者である親族 住所又は居所 (BADT) - 年の日本の日本の - 年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	
	源泉控除 A 対象配偶者 (注1)		あったとの映射 生 中 □ □ (vii23年1 × × ∧ α □ (vii23年1 × × ∧ α ∞ ∞) 生計を一にする事実 () (0.1905(75. /) ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	の市台書はいい
主た		1		で2も提引に 「「「「「」」
る給与から	控除対象	2	НАЙ ХДАЙ НАЙ ХАЛАКАК ДОЛЖАК КОЛЛАККА ДОЛЖАК КОЛЛАККА ДОЛЖАК КОЛЛАККА ДОЛЖАК КОЛЛАККА ЦА СОЛЖАК КОЛЛАККА СОЛЖАКА СОЛЖАК КОЛЛАККА СОЛЖАКА СОЛЖАК СОЛЖАКА СОЛЖАК КОЛЛАККА СОЛЖАКА СОЛЖАК КОЛЛАККА СОЛЖАКА СОЛ	上から給与の
り控除を受	B 扶貫 転 (16歲以上) (平21.1.1以前生)	3	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	の支払を受
ける	l I	4	Implementation         Implem	けている場
	障害者、募爆、 C ひとり親又は 勤 労 学 生	□ 障害者 K分 該当者 一般の障害者 特別障害者	■・デ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一生言語を引
4		回居特別除害者 上の該当する項目及び欄にチェックを行 氏 名		ちの1か
D	他の所得者か 控除を受ける 扶養親族等	i	* 11 日本 1	所にしか提
O	主民税に関する	事項(この欄は、地方税法第45条 (フリガナ) 氏 名	80.30225078317条の3.02に基づき、総与の支払機を提血して市区町村浜に提出する地与所得金の技績税振等の言意の記載機を書加ています。 個人番 労 (公式) 生年月日 住所又は防所 (空球なり取り用度用の多和を言かの (本社会のACCEの) 用的の実施用の (単数)日日及び手由 の1	[\$816/
(3	16歳未満の 扶養親族 F21.1.2以後生)	2		行得の見積 に 合いた 所得 し 、 一 の 見 積 一 。 一 一 前 は 、 た 所 得 の 、 引 構 の 、 引 構 の 、 引 構 の 、 引 構 の 。 一 の 前 の 、 の 新 一 の の 一 の 一 の の の 一 の の の の の の の の の の の の の
退制配	é手当等を有する 関者・扶養親族	(フリガナ) 氏 名		▲婦又はひ □ 寡婦

## ● 年調減税の対象になる扶養親族

扶養親族が次のすべての条件にあてはまる場合に、年調減税対象になります。

条件	確認するところ
本人が年調減税対 象者であること	本人が対象者である必要があります。 ⇒『2.2.1.1 本人』参照
居住者であること	[扶養親族等] > 扶養親族「非居住」

条件	確認するところ										
	フリガナ(半角) 氏名	続柄/ 生年月日	扶養区分	障害者	非居住⑦						
	トウキョウ サチェ	長女 ▼									
	東京 幸恵	H 11/04/02 <b>v</b>	一般	•	•						
	ŀ0‡30 J09	長男▼									
	東京 浩太	H 15/06/05 🔻	特定	•	•						
	b)‡30 אַנע געדע געדע געדע געדע געדע געדע געדע גע	次男 🔻									
	東京 淳也	H 21/09/01 V	年少▼	•	•						

## 2.2.2 年調データ入力の方法

『年調』>『年末調整』>『年調データ入力』 -E\_X

⇒ 処理フロー『2.1.1最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う>年調データ入力』
 ⇒ 処理フロー『2.1.2本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う>年調データ入力』

本人から申告のあった年末調整に関する情報を入力します。 ここでは、年調減税事務に関する項目の入力方法について説明します。

## 2.2.2.1 『年調データ入力』での入力

『年調データ入力』で年末調整に関する情報を入力します。 ここでは、『年調データ入力』で年調減税事務に関する情報を入力する方法について説明します。

● 『年調』>『年末調整』>『年調データ入力』

社員選択 00000	1 … 東京 一郎	0 0	付護口			
		✓ 年調計算を行う	扶養 3 人		単独年調	
新生命保険料の金額	0			金額	社会保険料等控除額	税額
旧生命保険料の金額	0		給料·手当等	3,886,000	544,766	
介護医療保険料の金額	0		賞与等	900,000	207,810	
新個人年金保険料の金額	0		前職等	0	0	c
旧個人年金保険料の金額	0		調整欄	0	0	C
生命保険料の控除額			合計	4,786,000	752,576	
			給与所得控除後の給与等	毎の金額		3,387,200
地震保険料の金額	0		所得金額調整控除額			
旧長期損害保険料の金額	0		給与所得控除後の給与	の金額(調整控制	除後)	3,387,200
地震保険料の控除額			□ 所得金額調整控除に	该当する		
			✓ 基礎控除の適用あり			
本人の相与以外合計所得見積額	0		社会保険料等控除額の	ら小規模企業共通	等掛金の金額	(
町時有の合計所得	0	380,000				
申告による社会保険料の控除分		0	控除額		年末調整	
国民年金保険料等の金額		0	基礎控除額	480,000	差引課税給与所得金額	514,000
申告による小規模企業共済等掛金	の控除分	0	扶養控除額	860,000	算出所得税額	25,700
			障害者の控除額	400,000	住宅借入金等特別控除額	
住宅借入金等特別控除額		0	ひとり親・寡婦		年調所得税額	25,700
居住開始年月日(1回目)	R _/_/ ▼	<b>v</b> (2)	勤労学生		年調年税額	
住宅借入金等年末残高(1回目)	0	*	控除額の合計額	1,740,000	差引超過額又は不足額	
居住開始年月日(2回目)	R _/_/ ▼	• 0	所得控除額の合計額	2,872,576		
住宅借1余第年主建寛(2回日)	0		de tel latra tel			

## ● 年調減税事務に関する項目

本人の給与以外合計 所得見積額	<ul> <li>・社員本人の事業所得、雑所得、配当所得など給与所得以外の所得金額です。</li> <li>・給与所得以外の所得金額がある場合に入力します。</li> <li>・控除判定で使用する項目です。</li> </ul>
	<ul> <li>・控除判定でこの金額を使用しますので、本人が申告したとおりの金額を入力してください。</li> </ul>
配偶者の合計所得	• 配偶者の合計所得金額がある場合、配偶者の合計所得金額を入力します。

<ul> <li>入力した金額から配偶者控除、配偶者特別控除、配偶者定額減税対象の判定を行います。</li> </ul>
<ul> <li>金額を入力していない場合、配偶者の合計所得は0円のまま判定されます。配偶者の合計所得金額がある場合は入力がないと、各判定が正しく行われません。</li> </ul>
<ul> <li>         ・合計所得金額とは、給与所得だけを有する配偶者の場合、「収入金額 – 給与所得控 除額」のことを指します。     </li> </ul>
• 控除判定で使用する項目です。
• 配偶者に給与所得以外の所得金額がある場合は、所得金額(収入金額 – 必要経費) の合計を含めてください。



社員情報や年調データを入力したら、処理フローに従って、年調方法 の設定に応じた年末調整計算処理を行ってください。 年末調整計算処理の中で、年調減税事務を自動で行います。 年末調整計算処理をするまでは年調減税額などは算出されませんので ご注意ください! 年調減税の計算結果は、『定額減税処理』> [年調減税の情報表示] で確認することができます。次の章で説明します。

34

## 2.2.3 定額減税処理の年調減税情報

メニュー 【その他】> [令和6年定額減税]>定額減税処理 [年調減税の情報表示]

⇒ 処理フロー『2.1.1最後の給与・賞与計算時に年末調整を行う>年調減税額を確認する』

⇒ 処理フロー『2.1.2本年の支給がすべて終了したあとに年末調整を行う>年調減税額を確認する』

年末調整計算を行うことで、年調減税額を算出し、年調所得税額から減税控除を行う「年調減税事務」が実施されます。

年末調整計算後は『定額減税処理』>[年調減税の情報表示]に社員ごとの年調減税事務に関する情報が表示されます。本人が年調減税事務の対象者かどうかや対象人数、年調減税額を確認することができます。

また、どの扶養親族が年調減税対象者として対象人数に含まれているか、その内訳の詳細は「年調減税対象者リ スト」を出力して確認することができます。



#### 年末調整計算を行う前は

- 『定額減税処理』> [年調減税の情報表示] には社員名のみ表示され、年調減税に関する情報は 表示されません。
- それぞれの年末調整処理フローの「計算処理」を行うことで、年調減税額の算出や年調減税の控除計算が実行され、その内容が[年調減税の情報表示]に表示されるようになります。年調減税に関する情報が表示されない社員がいる場合は、その社員は年末調整計算が行われていません。
   年末調整処理をどこまで進めたか確認し、各処理フローでの年末調整計算処理を行ってから、再度、『定額減税処理』>[年調減税の情報表示]を表示しなおしてください。

社員コード	氏名	年調計算	年調対象	本人派税対象	対象人数	年調減税額	
000001	東京 一郎	計算済	対象	対象	3	90,000	
00002	伊藤健二	計算済	対象	対象	1	30,000	
00003	上野 修三	計算済	対象	対象	2	60,000	
00004	川原 弥勒	計算済	対象	対象	1	30,000	
00005	北川 奈波	計算済	対象	対象	2	60,000	
00006	工藤 八重	計算済	対象	対象	3	90,000	
00007	越野 勇次	計算済	対象	対象	9	270,000	
80000	志藤 真治	計算済	対象外	対象外	0	0	
00009	田山 睦子	計算済	対象	対象	1	30,000	
(注) 対象人数 「年調計 年末調書	数や年調減税額は年末調整計算 算」が「未計算」の社員は、年調書 語1算を実行後に表示内容をご確 るの対象の考出す実際成長式する。	を行うことで算出されま †算対象区分や年調が 認めください。 みのため、在調道税額	す。 成税に関する項目( ((10円です。	は表示されません。			年調ば税信報キーエリフ

## ■ 『定額減税処理』> [年調減税の情報表示] 画面

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

## 2.2.3.1 年調減税対象者リスト

メニュー [その他] > [令和6年定額減税] > [定額減税処理] > 印刷「年調減税対象者リスト」

『定額減税処理』の[印刷]> [年調減税対象者リスト]をクリックすると、「年調減税対象者リスト」を出力 することができます。

「年調減税対象者リスト」には年調減税対象者の内訳が表示されます。画面に表示される対象人数が本人から申告された扶養親族等の人数と異なる場合など、内訳を確認することで、年調減税の「対象/対象外」と判定される理由を特定することができます。

							年調減	税対象	オリン	2 ト					
社員コード	氏名	年間計算	年間対象	本人 減税対象	合計所得金額	家族1	长名	続柄	定額減税 対象区分	配偶者区分 扶養区分	配偶者定額 減税対象 チェックボックス	配偶者 合計所得	非居住	対象人数	年調成税額
000001	東京 一郎	計算済	対象	対象	3, 387, 200	東京	奉子	妻	対象	一般	該当する	-	0	3	90,000
						東京	幸恵	長女	対象		-			1	
						東京	浩太	長男	対象	特定	-			1	
						東京	撑也	次男	対象	年少	-				
000002	伊那 楼二	計算済	対象	対象	2, 920, 000									1	30,000
000003	上野 修三	計算済	対象	対象	2, 632, 000	2,632,000 上野 花子 妻 対象外 一般 該当しない	0	2	60,000						
						上野	-85	Ŧ	対象	一般					
						上野	次郎	Ŧ	対象外		-		該当する	1	
						上野	三郎	Ŧ	対象外	一般	-	-	該当する	1	
						上野	缩一	2	対象外	老人	-		該当する		
						上野	洋子	母	対象外	一般	-		該当する	1	
				上野	正	祖父	对象外	同居老親等	-		該当する	1			
000004	川原 弥勒	計算済	対象	対象	2, 440, 000	川原	良子	贫	対象外	老人	該当しない		0	1	30,000
000005	北川 奈波	計算済	対象	対象	0	北川	统一	2	対象	同居老親等	-			2	60,000
000006	工庫 八重	計算済	対象	対象	0	工程	一部	7	対象		-			3	90,000
						工師	惠子	子	対象	年少	-			1	
000007	越野 勇次	計算済	対象	対象	3, 400, 000	越野	花子	贵	対象外		該当しない		<ol> <li>(1) 該当する</li> </ol>	9	270,000
			1 m			柏野	治夫	7	対象	一般	-			1	
						始野	绕二	7	対象	特定	-			1	
						越野	昭三	7	対象	特定				1	
						越野	四郎	÷	対象	一般	-			1	
						趋野	昭次	2	対象	网络老親等	-			1	
						趋野	惠子	段	対象	一般	-			1	
						越野	啓吾	7	対象	一般	-			1	
						越野	六郎	7	対象	年少	-			1	
000008	志輝 真治	計算済	対象外	対象外	0	志藤	花子	表	対象外	配特控除对象者	該当しない		0		0 0
						志曆	良助	2	対象外	网络老親等	-			1	
						志療	良夫	7	対象外	一般	-			1	
						志務	惠子	子	対象外	特定	-			1	
						志靡	和男	子	対象外	一般	-			1	
000009	田山 睦子	計算済	対象	対象	2, 440, 000									1	30,000

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

## ■ 定額減税 (年調減税事務)の対象判定基準

「本人減税対象」と家族の「定額減税対象区分」が「対象」と判定される基準は次の通りです。 表示されている対象判定結果を修正したい場合は、登録済みの年調データや家族情報を変更し、再度、年末調整 計算を行ってください。

	条件	かんたんクラウド給与で判定に使用している情報
本人		『年調』>『年末調整』>『年調データ入力』>「年 調設定」>「年調方法」が「年調なし」の場合は、 年末調整対象外です。
		『登録』>『社員』>『社員登録』>[基本情報] >「年調計算」 ・「年調計算」が「不要」の場合は、年末調整対 象外です。
	• 年末調整の対象者であること	次の「年末調整の対象とならない人」に該当する場 合も、年末調整対象外となります。 ・主たる給与収入が2,000万円を超える人 ・乙欄適用者 ・丙欄適用者 (かんたんクラウド給与では、丙欄の設定はあ りません。)
		<ul> <li>・非居住者         <ul> <li>(かんたんクラウド給与では、非居住者は甲欄             が適用されていない場合です。)</li> </ul> </li> </ul>
		• 合計所得金額は、「給与所得金額」 + 「給与所得 以外の所得金額」の合計です。
	• 合計所得金額が1,805万円以下	給与所得以外の所得金額 『年調』>『年末調整』>『年調データ入力』で入 力した「本人の給与以外合計所得見積額」の額です。
		<ul> <li>令和6年6月1日~令和6年12月31日の間に支給日 がある給与または賞与において、税法上支給額が1 円以上ある場合に対象と判定されます。</li> </ul>
	• 令和6年6月1日~令和6年12月31日の 問に給与笠の支給がちること	<ul> <li>それぞれの社員に税法上支給額があるかどうかは、次の処理でご確認ください。</li> </ul>
	間に相子寺の文相があること	『給与』>『給与処理』>『給与明細集計表(支 給・控除)』>「税法上支給額」
		『賞与』>『賞与処理』>『賞与明細集計表』> 「賞与支給総額」
	・居住者であること	『登録』>『社員』>『社員登録』>[扶養親族等] >配偶者「非居住」
配但老	•本人が定額減税対象であること	•「O」が登録されている場合、定額減税対象者 に「該当しない」と判定されます。
配偶者	• 配偶者の合計所得金額の見積額が48万 円以下	<ul> <li>『登録』&gt;『社員』&gt;『社員登録』&gt; [扶養親族等]</li> <li>&gt;「配偶者定額減税対象」</li> <li>●「配偶者定額減税対象」 にチェックがついてい</li> </ul>

	条件	かんたんクラウド給与で判定に使用している情報
		る場合に、「該当する」と判定します。 •「本人減税対象」が「対象外」の場合は、定額 減税対象者に「該当する」であっても、本人が 定額減税の対象外であるため、年調減税の控除 は行われません。
扶養親族	・居住者であること ・本人の扶養親族であること	<ul> <li>『登録』&gt;『社員』&gt;『社員登録』&gt; [扶養親族等]</li> <li>&gt;扶養親族「非居住」</li> <li>・「01」~「04」のいずれかが登録されている場合、定額減税対象者に「該当しない」と判定されます。</li> <li>・「年少」が登録されている場合、年末調整の扶養控除は適用されませんが、定額減税(年調減税事務)の対象者になります。</li> </ul>



ます。

定額減税対象区分や対象人数の判定結果を修正するために、家族の情報などを変更した後は、必ず、年末調整計算をやりなおしてください。 年末調整計算を行うことで、変更後の家族情報などから再判定を行い

「年調減税対象者リスト」の内容も、年末調整計算を行うことで更新 されます。



# 年末調整での減税に関する金額を 確認するには

定額減税額

## 3.1 実際に定額減税された金額などを確認するには

月次減税事務で控除した金額はいくらか?月次減税を受けて、実際に支払った所得税はいくらだったのか? 年末調整で自動計算された年調減税事務について、全額控除しきれたのか?など、 定額減税に関する金額を確認する方法をパターン別に説明します。

## 3.1.1 月次減税事務で控除された金額は?控除しきれなかった残額はある?

メニュー [社員情報]> [その他]>定額減税処理 [月次減税事務]>印刷「各人別事績簿」

令和6年6月から行った月次減税事務では、年末調整を行うまでに実際いくら減税を受けられたのか? 月次減税額を全額控除しきれたのか?しきれなかった場合はいくら残っているのか? これらは、『定額減税処理』の[印刷]で「各人別控除事績簿」を出力して確認します。

《各人別控除事績簿》

								減税列	
			各人员	別控除	事績簿				
社員コード	基準日在職者 (受給者の氏名)	人数計	月次減税額	給与/賞与	支給日	控除前税額	定額減税額	減税残額	
000001	東京 一郎	5	150,000	賞与1回	令和6年06月10日	12, 480	12, 480	137, 520	
				給与6月	令和6年06月25日	3, 580	3, 580	133, 940	
				給与7月	令和6年07月25日	3, 580	3, 580	130, 360	
				給与8月	令和6年08月25日	3, 950	3, 950	126, 410	
				給与9月	令和6年09月25日	3, 950	3, 950	122, 460	
000002	神奈川 次郎	3	90,000	賞与1回	令和6年06月10日	45, 230	45, 230	44, 770	
					給与6月	令和6年06月25日	14, 990	14, 990	29, 780
				給与7月	令和6年07月25日	14, 990	14, 990	14, 790	
				給与8月	令和6年08月25日	14, 990	14, 790	0	
00000	1 007 440-	0	00.000		ATAKAARAAR			00.000	

「定額減税額」と「減税残額」を見ることで、月次減税で控除済みの金額と、控除しきれなかった残額が分かり ます。

- 東京一郎さんの場合
  - 1.「減税残額」の最後の行が、0円ではありません。この金額が控除しきれなかった残額です。 ⇒122,460円
  - 2.「定額減税額」の合計が、月次減税事務で給与等から控除した、控除済みの金額です。
     ⇒12,480円+3,580円+3,950円+3,950円+3,950円=27,540円
  - 3. 1と2を足すと、「月次減税額」になります。 ⇒122,460円+27,540円=150,000円
- 神奈川次郎さんの場合
  - 1.「減税残額」の最後の行が、0円です。月次減税額は全額控除済みで、控除しきれなかった残額はありません。

2. 全額控除済みなので、「定額減税額」の合計が「月次減税額」と同じ金額になります。
 ⇒45,230円+14,990円+14,990円+14,790円=90,000円

## 3.1.2 年調減税額はいくら?年末調整で控除できた金額は?

## メニュー [年末調整]>[印刷処理]>源泉徴収簿

年末調整の計算で判定された年調減税額や、年調所得税額から控除した額、控除しきれなかった残額などは、年末調整計算の結果とともに「源泉徴収簿」で確認することができます。

#### 《源泉徴収簿》

同	沂 禹	11 営	1 業賃	<b>第</b> 11	课	職名	5 課長		住 所	駅香泉 東京 1 一	100 都千何 1 一	-000 代田区 1-1	00						氏 名	(フリ 東) (時	ガナ〉 京 - 月日明	▶ウキョ 一郎 ŀ★®	ウ イチ1 平分(	⊐ウ 15⇔	1я 1	整番	理号	000001
区分	100	芨	\$月 日 1月 日	総	支給金	と質	社会保険者	社会保険	料等換除	扶美奴族	3¥ ⊦	日祝額	年末調整によ る過不足報新	差引微収税額	前	年の	年末調	室に書	tj∕ðð	繰り	越しナ	た過不	足税額	) E				20,70
Ŕ	t I	職	等	<u></u>		Ħ	•	н	P	^	0	Р	P	ŀ		同上( 会遷)	の税額に 付又は衛	う 収	月別	週付又	は徴収し	に削減	差引	1 <b>15</b> 15	月別 3	動大は微	観した静	29 差引。 <sup>四</sup>
-		Г	1	-											L	Lt.	月区分		1		20,	700	-	0	0110000	6011		
	1		Ľæ		469	9,127	66,64	4	402,483	5		4,440	20700	25,14	漫	曹		「除」また	ー版の 特殊対 教授表	特定	老人扶	兼親検	産業は	種業	が 日本	<u>"</u>	器	使に0点 着労 から推測 学生 る現象権
	2	,													隆	の看	<u>ФАЛО</u> Жала (	टो का 2474 क	<u>現</u> 換 1人	1 Å	<u>老園等</u> 人	< 018. A	树门	3 腰ビ2 人 9	7 <u>0 (w</u> .C.) A	A 1856	⊂ 9.474. (76)-10#6	対象配線 全 (日) と控除力
-02	$\vdash$	6		-	46	<i>1.121</i>	66,64	4	402,483	5		4,44		4,44	1 Å	<u></u>	/ 1	ir∙#al	-	-				-		#\$#	02.98	合業
10	3	h3	÷ъ		469	9,127	66,64	4	402,483	5		4,440		4,44	釜	1	/ 4	ar - 90								#\$#	ひとり構	育·雅
		t													控除	無	校1人給り (万円)。	$\leq$	38	63	58	48	27	40	75	27 (	京編) ひとり (別)	27 月
料	4	4	ijæ		44	9,123	66,52	1	382,602	5		3,580		3,590	ľ		新 (万円)								**	-		
	5		÷π		лл	122	66 52	1	907 AM	5				O FOL		前	Ì	職			等(	8 <sup></sup>			89	©		
	$\vdash$	<u> </u>	1		44	5,123	00,02	1	362,002		ist.	Δ 3, 580		3,00	1	総	料	۰.	手	当	等 (	1		3,652	,996	3		20,4
۰.	6		Ξæ		44	9,123	66,52	1	382,602	5		3,580		(	5	圓調	[	<u> </u>			等(	<u>4</u> ) බ		305	,000	(C)		
	7	ļ,									<b>波</b>	Δ 3, 580						- 1			(	Ż		4,007	,996	8		20,4
	Ľ.	1	120	-	44	9,123	66,52	1	382,602	5		3,580		(	4	\$ <u></u>	与所得控	除後0	)給与	等の金	額 (	9 	未満切上	げ、最高19	0,000円)	所得:	金額副	「整控除の
₹	8		si æ		44	3.123	66.52	1	382.602	5	<u> </u>	3,590			5	((①)	-8,500,000円 所得控除後の	))×106。 ) 絵与等	マイナ	えの場合 (調整符)	1110) 除後)	0 0				(* )	石 翻有(	「 無 の場合はゆに
			-				00702	-	0047004	Ť		0,000			年	?±:	会保 瓣	00-	<u>8)</u> 議会(2	+5+6	0	12		581	,989	1		
*	9															険料	料等 申告 体額 市 す	다려	<b>比解</b>	料の推	験分(	<u>0</u>				1配偶	者の合	計所得金額
-	10			+											1	4	命保	會影	<u>る</u> る のま	<u>前前</u> 李 除	額(	10 10				旧長	期損害	保険料支払
	$\vdash$	⊢	+	-				+								地	震保	倹 料	0	空除	額(	10				്രം	うち小	規模企業共
Ŧ	11		+	+											末	長	(偶者)	特	<u>明)</u>	<u>空 除</u>	額(	10 18				- 等排:	金の金	額
	12															基	磷	控	Ē	*	額(	Ď				ဖြူ့စ္သ	うち国	民年金保険
			1	m			œ.				20					所	「得控  0+00+09·	余额 ++++++++++++++++++++++++++++++++++++	の 1 19+00	}} +®+	額 (3)	2				(	dz 89	
		i†		Ľ.	3,652	2,996	<b>532,53</b>	7 3,	120,459		~	20,490			-	差	<b>好課税給</b>	与所得	金額	(0-	@)	ລິ	1,000円 #	:満切捨て)		0		
≻	1		7 10		35	5,000	49,40	2	305,598	5	(現牢	4.084 %	38 ∆ 12480	(		18	い毎日的たち後	19008 185 5	肉素生	) (‡	: * A	- # 7.4	<u>م مع</u> ه	쇼 만 1 년	た除額	6		
賞	2	H		-						-	(現牢	12, <u>48</u> . %	•			年	調所後	₩ 税	額	(@)-	- @),	∎ .∧.s マイ	****	の場1	<u>合は0</u> )	80 1		
	2	⊢	+								(限率	%				毎		在	Ŧö	額	( (	an ×	1 (	1 2	1 96 )	ക	(10)	円未満切捨で)
-	-	⊢	-	-							(南牟	%			整		- 104							 h= (/=		•		
チ	4		+								054.92					淕	2 51 7	보 1	별 쉽 노르성	a X 0394	17 17	がた	) 正 る 岩畑	総二(48 1211年1月 1211年1月	9 — (8)) ⊢≍会額	Ð		
	5											70			1	ŧ	名過額	+	← 400 (2) 払給当	に倍	テル* つ る 未れ	新取の	が記録	(二九日) (茶当)(	- つ玉朝 「ろ余額	8		
<del>等</del>	6										9993年	76			1			差	引	還作	1 1	5 3	金額	(@-6	2-9)	ø		
		≣†		¢	358	5,000	© 49.40	2	305,598		6					0	の精算	同	EΦ	*	年中	12.3	11日日 11日日 11日日 11日日 11日日 11日日 11日日 11日	する	金額	0		
	 ]] \$	整	櫉	0			©	+			Ø				ł			5	5	껲	単に:	<b>∦</b> ₩	て遷	付する	5金額	Ð		
				Ø	1~~	1.000	F04 ~		100 000		8	20.400			1	7	下足額	本	年最	:後の	の給・	与か	ら徹	収する	5金額	٩		
L					4.W	1,996	281,95	al 3ª	420,007	1	1	20,480			L	0	つ 精算	퐾	年間	: 繰	り越	ιt	徽山	スする	金額	3		

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

## ● 項目の説明

24-2	•年調減税額です。30,000円×対象人数の全額が表示されます。
	• 例えば、対象人数が4人の社員の場合、「30,000円×4人」のため、「20-2 120,000 円」と表示されます。
@-3	• 年調所得税額から年調減税額を控除した残額です。
	•「年調所得税額⑳」-「年調減税額⑳-2」が「⑳-3」です。

	•例えば、「年調所得税額29 163,600円」「年調減税額29-2 120,000円」の場合、 「163,600円-120,000円」のため、「29-3 43,600円」と表示されます。
@-4	<ul> <li>年調所得税額から年調減税額を控除して、控除しきれない金額がある場合に、その 控除外額(控除残額)を出力します。</li> </ul>
	•例えば、「年調所得税額298,000円」「年調減税額22120,000円」の場合、 「98,000円-120,000円」のため、「2-30円」「2-422,000円」と表示さ れます。

#### ■ 「24-3」が0円ではない場合

年調所得税額から年調減税額(2)を控除した残額が0円ではない場合です。つまり、年調減税額(2)を 全額控除できたということです。全額控除しきっているため、控除外額(2)4)は0円です。

#### 年末調整で控除できた減税額 = 24-2

### ■ 「24-3」が0円の場合

年調所得税額から年調減税額(@-2)を控除した残額が0円の場合です。つまり、年調減税額(@-2)を全額控除しきれず、控除残額があるということです。控除残額は「控除外額(@-4)」に表示されます。

年末調整で控除できた減税額 = 年調減税額(20-2)-控除外額(20-4) 控除しきれなかった額 = 控除外額(20-4)

## 3.1.3 6月以降に扶養親族等の人数が変動したら、年調減税事務はどうなる?

令和6年6月から月次減税事務を開始し、それ以降に扶養親族等が増減した場合、変動分の定額減税額がどのよう に年末調整で控除されるかを説明します。

例1)6月以降に扶養親族等の増減はなく、月次減税額と年調減税額が同額の場合

- •本人:定額減税対象者
- •同一生計配偶者:1名(居住者)
- •扶養親族:2名(いずれも居住者)
- •月次減税額/年調減税額ともに 30,000×4人=120,000円
- ・12月の年末調整計算によって算出された年調所得税額 217,700円

《月次減忱事務の計算》
-------------

支給回	<b>控除前税額</b> ①	<b>定額減税額</b> ②	<b>所得税額</b> ③(①-②)	減税残額
給与1月 R6/1/25支給	10,980円	_	10,980円	-
給与2月 R6/2/25支給	8,530円	_	8,530円	-
給与3月 R6/3/25支給	7,190円	_	7,190円	l
給与4月 R6/4/25支給	15,880円	_	15,880円	l
給与5月 R6/5/25支給	18,820円	_	18,820円	_

支給回	<b>控除前税額</b> ①	<b>定額減税額</b> ②	所得税額 ③(①-②)	減税残額
賞与1回 R6/6/10支給	71,290円	71,290円	0円	48,710円
給与6月 R6/6/25支給	23,840円	23,840円	0円	24,870円
給与7月 R6/7/25支給	30,460円	24,870円	5,590円	0円
給与8月 R6/8/25支給	19,600円	0円	19,600円	0円
給与9月 R6/9/25支給	26,600円	0円	26,600円	0円
給与10月 R6/10/25支給	28,800円	0円	28,800円	0円
給与11月 R6/11/25支給	18,080円	0円	18,080円	0円
賞与2回 R6/12/10支給	67,230円	0円	67,230円	0円
給与12月 R6/12/25	15,140円		15,140円	
合計	362,440円	120,000円	242,440円	_

「所得税額」が令和6年1月~12月の給与等で実際に支払った所得税額です。

《年調減税事務の計算》

<b>年調所得税額</b>	<mark>年調減税額</mark>	年調年税額 ©	月次の所得税額計	差引超過額 ①
⑧	B	(A-B)×102.1%	③	(①-③)
217,700円	120,000円	99,700円	242,440円	△142,740円

年調年税額©は100円未満を切り捨てた後の金額です。

例2) 令和6年9月に扶養親族が1人増えて、月次減税額と年調減税額が異なる場合

《6月 月次減税事務開始時点》(例1と同じ)

- •本人:定額減税対象者
- •同一生計配偶者:1名(居住者)
- •扶養親族:2名(いずれも居住者)
- •月次減税額 30,000×4人=120,000円
- 《9月》扶養親族が1人増

#### 《12月 年末調整時点》

- •本人:定額減税対象者
- •同一生計配偶者:1名(居住者)
- •扶養親族:3名(いずれも居住者)
- •年調減税額 30,000×5人=150,000円
- ・12月の年末調整計算によって算出された年調所得税額 217,700円

《月次減税事務の計算》

例1)と同じです。

《年調減税事務の計算》

年調所得税額	年調減税額	年調年税額 C	月次の所得税額計	差引超過額 D
A	B	(A-B) ×102.1%	3	(©-3)

年調所得税額	年調減税額	年調年税額 ©	月次の所得税額計	差引超過額 ①
<sup>(</sup> )	B	(孫-B)×102.1%	③	(ⓒ-③)
217,700円	150,000円	69,100円	242,440円	△173,340円

年調年税額©は100円未満を切り捨てた後の金額です。

差引超過額D

- •扶養親族等の人数の増加がなかった 例1)の「差引超過額①」と比較すると、還付額が30,600円増加しています。定額減税の対象人数が1人増えたことにより、年末調整でその1人分の「30,000円×1.021%」が還付されるということです。
- 例3) 令和6年9月に扶養親族が1人減って、月次減税額と年調減税額が異なる場合

《6月 月次減税事務開始時点》(例1と同じ)

- •本人:定額減税対象者
- •同一生計配偶者:1名(居住者)
- •扶養親族:2名(いずれも居住者)
- •月次減税額 30,000×4人=120,000円

《9月》扶養親族が1人減

《12月 年末調整時点》

- •本人:定額減税対象者
- •同一生計配偶者:1名(居住者)
- •扶養親族:1名(いずれも居住者)
- •年調減税額 30,000×3人=90,000円
- ・12月の年末調整計算によって算出された年調所得税額 217,700円

《月次減税事務の計算》

例1)と同じです。

《年調減税事務の計算》

年調所得税額	<mark>年調減税額</mark>	年調年税額 ©	月次の所得税額計	差引超過額
<sup>(</sup> )	B	(孫-⑧)×102.1%	③	
217,700円	90,000円	130,300円	242,440円	△112,140円

年調年税額©は100円未満を切り捨てた後の金額です。

差引超過額D

•扶養親族等の人数の減少がなかった 例1)の「差引超過額①」と比較すると、還付額が30,600円減少しています。定額減税の対象人数が1人減ったことにより、年末調整でその1人分の「30,000円×1.021%」が減税されないということです。

## 3.1.4 令和6年6月2日以後入社で月次減税事務の対象外だった社員の 年調減税事務はどうなる?

月次減税事務の控除対象者は、「令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人」である必要がありました。

そのため、令和6年6月2日以後に入社した人は、甲欄適用者であっても月次減税事務の対象外者となり、年調減税事務で定額減税控除を受けることになります。

例) 令和6年6月2日に入社した社員(月次減税事務の対象外者)

- •本人:定額減税対象者
- •同一生計配偶者:1名(居住者)
- •扶養親族:0名
- •月次減税額 0円
- •年調減税額 30,000×2人=60,000円
- ・12月の年末調整計算によって算出された年調所得税額 181,800円

《令和6年の給与等に係る所得税額合計》

支給回	<b>控除前税額</b> ①	<b>定額減税額</b> ②	所得税額 ③(①-②)	減税残額
令和6年の合計額	185,600円	_	185,600円	l

「所得税額」が令和6年1月~12月の給与等で実際に支払った所得税額です。

#### 《年調減税事務の計算》

年調減税	年調所得税額 (A)	<mark>年調減税額</mark> B	年調年税額 © (A-B)×102.1%	月次の所得税額計 ③	差引超過額
あり	181,800円	60,000円	124,300円	185,600円	△61,300円
なし	181,800円	0円	185,600円	185,600円	0円

年調年税額©は100円未満を切り捨てた後の金額です。

差引超過額D

•年調減税ありの場合、年調減税なしの場合と比較して、定額減税分の「60,000円×102.1%」が多く差引 超過額として還付されます。

## 3.1.5 令和6年中に控除を受けられなかった減税残額はいくらか?

[年調]>[年末調整]>[年調データ入力]>印刷「源泉徴収簿」 x==- ) メニュー [年調]> [年末調整]> [源泉徴収票]> [印刷]

年末調整を行っても控除しきれなかった額は、「源泉徴収簿」や「源泉徴収票」に「控除外額」として表示されます。

源泉徴収簿

• 「 29-4」の金額が控除外額(年調減税残額)です。

源泉徴収票

•「(摘要)」欄の「控除外額」に表示されます。

## 3.1.6 合計所得金額が1,805万円を超えるとどうなる?

### メニュー [年調] > [年末調整] > [源泉徴収票] > [印刷]

本人の合計所得金額が1,805万円を超える場合は、本人が定額減税対象外のため、年調減税事務は行われません。 もしも給与収入のみで合計所得金額が1,805万円を超える場合は、給与収入が2,000万円を超えるため、年末調 整対象外になり、年末調整自体が計算されず年調減税額も算出されません。

ただし、給与以外にも収入があり、その他の所得を合わせると本人の合計所得金額が1,805万円を超えても、給 与収入が2,000万円以下の場合は、年末調整対象で年調減税対象外ということになります。

その場合は、年末調整計算は行われるため、源泉徴収票の「(摘要)」欄には年調減税事務に関する内容が表示 されます。

源泉徴収票 「(摘要)」欄

- •「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額0円」と表示します。
- 定額減税控除を受けず、残額もないということで、定額減税対象外であることが分かります。

## 3.1.7 パートやアルバイトで月次減税の適用を受けていたが、 年末調整では家族の扶養親族として申告する場合はどうなるか?

 メニュー
 [年調] > [年末調整] > [年調データ入力] > 印刷「源泉徴収簿」

 メニュー
 [年調] > [年末調整] > [源泉徴収票] > [印刷]

家族の扶養親族である人がパートやアルバイト等によって収入を得ており、勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している場合は、原則としてその扶養親族自身が月次減税事務の対象となり月次減税を受けます。

しかし、年末調整では、扶養者の扶養親族として申告すると扶養親族分の30,000円は扶養者が受けることになります。

そのようなときは、扶養親族の年調所得税額は0円となるため、年調減税は1円も受けずに30,000円の全額が控除外額になります。年調所得税額が0円になることは、「源泉徴収簿」で確認します。 扶養親族が定額減税を受けていないことは、「源泉徴収票」で確認することができます。

例)本人Aの同一生計配偶者である人(居住者)Bがパート収入を得ている場合

- ・同一生計配偶者であるため、Bの合計所得金額は48万円以下です。
- •Bは勤務先へ「扶養控除等申告書」を提出しており、月次減税事務の対象者です。
- Bのパート収入分は年末調整されます。
- 年末調整では、Aの「基礎控除等申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の配偶者欄にBの情報を記載し、Aの勤務先へ申告します。

《年末調整後のBの源泉徴収簿》

「年調所得税額⑳」は0円です。

「29-2 30,000円、29-3 0円、29-4 30,000円」と表示されます。



(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

《年末調整後のBの源泉徴収票》

源泉徴収簿の「年調所得税額@」が0円のため、年調減税額を控除することはできません。

そのため、「(摘要)」欄に「源泉徴収時所得税控除済額0円」と表示されます。

また、年調減税額の全額は30,000円(30,000×1人)で、控除した額は0円のため、控除しきれなかった額は 30,000円です。「(摘要)」欄に「控除外額30,000円」と表示されます。

この表示により、定額減税対象でも1円も控除を受けていないことが分かります。

												н		- 21	~/ 1 /		-		
租	linu.	別		支	払	金	額	<u>م</u> بر (	合与所得控 調 整 打	除後 空 除	の金額 後	( )	所	得控除	の額の合	計額	源县	ま 徴 収 移	总額
給料賞与					4	57,	119	4			(	円 )				円 0	内		.∺ 0
(源泉)控除対象配偶者 の有無等 表 控除					寺別) ) 額		持ち	控 除 ( 記	:対象扶 配偶者: ────────────────────────────────────	を除ん	見族く。	の数 )	文 その <sup>,</sup>	(4)	16歳未満 扶養親族 の数	内 () ()	草 害 者 本人を除 : 別	の 数 く。) 【その他	非居住者 である 親族の数
有	従有				F	J	<u>ل</u> ار ا	<u>,</u> 従人	内	7	従人		~	従人	X	ري. م	<u>т, т</u>	. <u> </u>	X
	」 社会保	 険料等の	」 金額		4	主命但	- - 解険料の	り控除	額	地震保険料の控除額					ŧ.	住宅借入金等特別指除の額			
内				円			円 円								円				円
(摘要)																			
<b></b>	源泉徵収時所得税控除済額0円、控除外額30,000円																		
生命保険制	≱ 新生活	的服業科		円	性命深	織社		P	∃  <sub>介諾医精</sub>	保		F	手新	個人年	<b></b>	F	1 旧個人名	E	円

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

## 3.1.8 月次減税事務で控除しきれなかった残額はどうなった?

×==-	[その他]>[令和 6 年定額減税]>[定額減税処理]>印刷「各人別控除事績簿」
×==-	[年調]>[年末調整]>[年調データ入力]>印刷「源泉徴収簿」

まず、「各人別控除事績簿」で月次減税残額があるかどうか確認します。

次に、「源泉徴収簿」で月次減税残額分が年末調整で年調減税されているかどうかを検討します。

## 月次減税済みの金額や月次減税で控除しきれなかった金額の情報は

•年末調整の年調減税事務では使用しません。必要なのは、「実際に給与等から源泉徴収した金額」 (「税額⑧」の金額)です。

## 《各人別控除事績簿》

5)重要

	各人別控除事績簿														
社員コード	基準日在職者 (受給者の氏名)	人数計	月次減税額	給与/賞与	支給日	控除前税額	定額減税額	減税残額							
000001	東京 一郎	3	90,000	賞与1回	令和6年06月10日	10, 560	10, 560	79, 440							
				給与6月	令和6年06月25日	10, 560	10, 560	68, 880							
				給与7月	令和6年07月25日	10, 560	10, 560	58, 320							
				給与8月	令和6年08月25日	10, 560	10, 560	47, 760							
				給与9月	令和6年09月25日	10, 560	10, 560	37, 200							
				給与10月	令和6年10月25日	10, 560	10, 560	26, 640							
				給与11月	令和6年11月25日	10,600	10, 600	16,040							
				賞与2回	令和6年12月10日	10, 560	10, 560	5, 480							
				給与12月	令和6年12月25日	3, 950	0	5, 480							
000002	神奈川 次郎	3	90,000	賞与1回	令和6年06月10日	45, 230	45, 230	44, 770							
				給与6月	令和6年06月25日	14, 990	14, 990	29, 780							
				給与7月	令和6年07月25日	14, 990	14, 990	14, 790							
				給与8月	令和6年08月25日	14, 990	14, 790	0							
	1 mz 14		~~ ~~	alle be a 🖂				00.000							

例)月次減税額(全額) 90,000円月次減税の控除済額 84,520円月次減税の残額 5,480円

甲欄	B	Ŧ	11	1			職	5	住。	₩₹## 東京:	· 100 都千1	- 0000 代田区(	)) ))				氏	(フリガナ 東安	> 卜ウキョ 一郎	ቀን イチロウ		整理	
乙酮	<u>_</u>		営	業第	11	课	名	課長	BT	1 -	1 -	1 - 1			_		名	(生年月日	明大幅	) <del>ফ</del>	<u>1</u> я 1⊧	か 書 号 `	
	9	5	支命	月日	18 (1)	支输金	额用	<u>ゆる諸際</u> 編 回 回	後の数算等の変数	¥ n 1	<b>*</b> •	日現額	する温不足税額	差引欲収視額	前	年の年末調整に	送づ	き繰り越る	した過す	「足税額」		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0 "
	前	i J	BI .	等												可上の祝顔につ き還付又は徽収 した月区分	я ж	ARTX LEG	0.700	N 2251,028	яж) же ч л 0	竹文 试像银灯 花瓶書	. 교 51 23 A 9 円
<u>~</u>		1	1	25		469,	127	66,644	402,483	5		9,260		9,260	快義控		1	2) 特定老人 根線 見線	快乗親線	一般の 障害者 陸人・配・住人	위 키운가 로 문 제품 품 (1월 ) 원		<ul> <li>後たる着与</li> <li>56 整股す</li> <li>6 意見整除</li> <li>6 意見整除</li> </ul>
和		2	2	25		469,	127	66,644	402,483	5		9,260		9,260	除業の車	0) 中共月日 副初 有 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	01	1 <sup>4</sup>	λ Λ Λ	<u>機(入)機</u> ( 人) 人 2	<u>2八映(</u> 人	人 人 単純・ひとり親 手	7日間である。 本部の日本である。 本語の日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語の日本である。 本語の日本である。 本語の日本である。 本語の日本である。 本語の日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本である。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本での。 本語のの日本でのの。 本語のの日本でのの。 本語のの日本でのの。 本語のののののののの 本語のののののののののののののののののののののののの
o 矢	給	3	3	25		469,	127	66,644	402,483	5		9,260		9,260	香養種	1 1 m	•	00 50				単称・0と9級 7 単称・0と9級 7	「潮」です。
ガ	料	4	4	25		449,	123	66,521	382,602	5		2,390		2,390	控除額	無 (万円) (万円)	38	63 50	48	27 2	0 75	36(ひとり別)	
給与		5	5	25		449,	123	66,521	382,602	5		2,390		2,390		前前	截 王	<u>分</u> 等 当 等	8 1	5.44	<b>छन्</b> ल. 9. 499	- 祝 ⑥ ③	22.560
ラ所		6	6	25		449,	123	66,521	382,602	5	<b>波</b>	Δ10,560 10,560		C		賞 4	 与 整	<u>」 +</u> 等 欄	a ®	71	0,000	6 2	0
得して		7	7	z		449,	123	66,521	382,602	5	<b>.</b> ₹	Δ10,560 10,560		Ċ		給与所得控除後	の給出	∋等の金額	9	0,45 4,48	4,800	⑧ 所得金額調整	<u>32,560</u> ě控除の通用
対	手	8	- 8	z		449,	123	57,760	391,363	5	<b>波</b>	Δ10,560 10,560		Ċ		所得金額 ((⑦-8,500,000円)×10 絵与所得控除後の絵与	( マイ 年の金 (例)	控除新 サスの場合は0 時(調整技能後)	0 "	4,48	4,800	有 (※ 適用有の	· 無) 哈はのに記載)
する	玉	9	ġ	25		449,	123	57,760	391,363	5	)et	Δ10.560 10,560		C	年	社会保 ###からの 映料等 申告による 物路額 ■ ● 5	198分 社会領	2+3+®+® (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	0	85	3,812	配偶者の合計	所得金額 円〉
源	[	10	10	25		449,	123	57,760	391,363	5	減	Δ10.560 10,560		C		生命保険料	000	<u>推除額</u> 拉除額	0			旧長期損害係 (	映料支払額 円>
泉 徴	等	11	11	25		449,	123	57,760	391,363	5	<b>波</b>	Δ10.600 10,600		Ċ	末	配偶者(特	<u>別)</u>	<u>左除額</u> <u> 控除額</u>	10	1,81	0,000	- 120 のうち小規   等掛金の金額 	標企業共済      円⟩
収		12	12	25		449,	123	57,760	391,363	5				32,560		基礎打	0	除額合計額	19 20	48 3,14	0,000 3,812	00のうち国 5 等の金額 1	:年金保険料 四)
漙	Ļ		1+		œ	5,449,	488	© 754,816	4,694,672		3	32,560			調	差引課税給与所 及び算出所得移	导金的	(0-0) 第(0-0)	ක	(1,000円未満知後 1,34	.0,000	<b>@</b>	105,450
		1	6	10		355,	000	49,402	305,598	5	(現44	10,560	an Δ10560	C		(特定增改	蒸馏	幕) 住宅	借入	金等特別	控除額	9	
	T	2	12	10		355,	000	49,594	305,406	5	(脱率	4.084 %) 10,560	AR Δ10560	C		年調所得税	額	(@ - @	, <i>₹</i> ,	イナスの場	合は0)	Q	105,450
		3									(脱率	%>			±+	年調年	税	額(	@)	< 102.	1 %	69	15,770
	与	4									開業	%>			***	差引超	8	題) 又	は不	足額(	\$ - <u>8</u> )	8	△16,790
		5									(飛率	%>				7. 	年最	後の給与か	ら徴収す	−る税額に充当	- る金額 	0	
	等	6									(飛率	%>				RE11回 6月 7	신생	チに休る; 湯 (汁・	大気収の	)祝賀にデュ 全 統 (同)-	) ඉකිම (නිදුමා)	e a	18 700
			11		¢,	710,	.000	© 98,996	611,004		6					の精算 同	- 51 上の	本年	, <sub>シ</sub> 中に	亚 g (w) 運行する	9 90) 5 金額	¥ ®	16,790
	Į,	1 1	Ŷ	樃	8			©			Ø				1	1	5	翌年に	181	て還付す	る金額	Ð	
					C	6,159,	488	853,812	5,305,676		0	32,560			]	不足額 オ の措質 3	年年	最後の 創 に 繰り	き <u>」</u> か 試し、「	ら徹収す て徴収す	る金額	® ®	
	<u> </u>											T			~@	)-2 90,000円	0	)-3 15,4	<u>-</u> - 50円、	2 <b>④</b> -4 0円	w 222 104	新宿	会計事務所
												-			_								

《源泉徴収簿》

(こちらは開発中の画面です。レイアウトが変更になる可能性があります。)

⑧ 令和6年1月~12月の給与等に係る所得税から、月次減税した金額を差し引いた額です。

= 令和6年中の給与等から源泉徴収されて納付済みの所得税額(実際の納付済み金額) 32,560円
 もしも月次減税額全額を控除しきれていたら、⑧は32,560円-5,480円=27,080円 でした。
 ④ 年調減税額を差し引く前の年調所得税額 105,450円

2 年調減税額(全額)90,000円

24-3 24- (24-2) = 15,450円

② 年調年税額(29-3)×102.1%=15,770円

差引超過額または不足額 図15,770円-⑧32,560円=△16,790円(還付)

・もしも月次減税しきっていたとしたら…

②15,770円-⑧27,080円=△11,310円(還付)

・月次減税しきっていたときとの差額

△16,790円-△11,310円=△5,480円(還付)

月次減税残の5,480円分 が年調の精算で還付され ているということです!

## ■ ご注意

- 本ソフトウェアおよびマニュアルの記載内容は、予告なしに変更することがあります。
- このソフトウェアおよびマニュアルのいかなる部分も、株式会社ミロク情報サービスの書面による許諾を受けることなく、その目的を問わず、どのような形態であっても、法律で認められる場合を除き、複製または 譲渡することは禁じられています。ここでいう形態とは、複写や記録など、電子的なまたは物理的なすべての手段を含みます。
- ●株式会社ミロク情報サービスは、このマニュアルに記載されている内容に関し、特許権、商標権、著作権、 その他の知的財産権を有する場合があります。このマニュアルはこれらの知的財産権をお客様に許諾するも のではありません。

#### ■ 商標および登録商標

- 『かんたんクラウド』は、株式会社ミロク情報サービスが著作権を有するソフトウェアです。
- 『かんたんクラウド』『Edge Tracker』は、株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。
- Microsoft、Windows、その他のマイクロソフト社の製品名は、米国Microsoft Corporationの米国、日本およびその他の国における商標または登録商標です。
- Adobe AcrobatおよびDistillerは、Adobe Systems Incorporated (アドビ システムズ社)の商標です。
- その他記載されているブランド名、製品名、会社名等は、各社の商標、登録商標または商号です。

©2024 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD.